

令和6年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、令和6年度において次のとおり狩猟免許更新に係る適性検査及び講習（以下「適正検査等」という。）を実施します。

1 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

2 適正検査等の日時及び会場

別紙のとおりです。

3 受験の対象者

徳島県内に住所を有する者で、狩猟免許を現に受けており、当該狩猟免許の有効期間が令和6年9月14日までである者（令和3年に狩猟免許を取得又は更新した者）とします。

なお、令和4年以降に他の種類の狩猟免許を取得又は更新をした者にあつては、今回の狩猟免許の更新にあわせて、令和4年以降に取得又は更新をした狩猟免許も繰り上げて更新をすることができます。

4 検査等の内容

適性検査	視力、聴力、運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識 など

5 申請手続

狩猟免許の更新をしようとする者は、令和6年5月24日から各々の検査等の日の10日前までに、次の書類等を、検査等を受けようとする会場を所管する東部農林水産局又は総合県民局に提出してください。

（来庁により申請書類を提出する場合）別記お問い合わせ先まで、事前に電話連絡してください。

（郵送により申請書類を提出する場合）封筒に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書のうえ、簡易書留郵便又は 特定記録郵便で送付してください。

※申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

(1) 狩猟免許更新申請書 1通

徳島県が定める様式を両面印刷して作成してください。

(2) 狩猟免許更新申請手数料

免許1種類につき2,900円（徳島県収入証紙により納付してください。）

(3) 写真 1枚（受験票貼付用）

（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル・横2.4センチメートルのもので、裏面に必ず氏名及び撮影年月日を記載してください。）

(4) 返信用封筒 1通

定形郵便対応サイズ（縦23.5cm×横12cm以内）の封筒に、宛先として申請者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手（郵便料金改定後は110円切手）を貼付してください。

(5) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

申請者が、猟銃等所持許可を現に受けている場合のみ提出してください。

なお、本書類を提出する場合、「(6)医師の診断書」は提出不要です。

(6) 医師の診断書 1通

次のいずれにも該当しないことを証するものであって、原則として申請前3か月以内に診断されたものであること。

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（※）にかかっている者

※環境省令で定める病気（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第47条）

① 統合失調症

② そううつ病（そう病及びうつ病を含みます。）

③ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。）

④ ①から③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

◎ 同時に複数の種類の狩猟免許の更新をしようとする場合、上記(1)から(4)の書類等は更新しようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。なお、(5)及び(6)については、1通のみ提出してください。（狩猟免許更新手数料は、更新しようとする狩猟免許の種類ごとに必要となります。）

6 検査時携行品等

受験者は、検査等当日、受験票を持参してください。また、適性検査において眼鏡や補聴器等が必要となる者は、これをあわせて持参してください。

7 合格発表

合格発表及び狩猟免許交付の方法については、検査等当日、会場でお知らせします。

8 検査結果の開示

この検査の結果については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、受験者本人が直接口頭での開示を請求することができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前9時30分から午後5時までの間に直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けません。）

9 その他の注意事項等

- (1) 申請期間の終了後、検査日や更新しようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還及び狩猟免許更新申請手数料の還付はできません。
- (2) 会場によっては、駐車場の混雑が予想されますので、可能な限り公共交通機関で来場してください。
- (3) 令和6年9月14日に有効期間が満了する狩猟免許は、今回の適性検査を受験しなかった場合、又は当該検査に合格しなかった場合、同日の翌日に失効します。
- (4) 諸事情により、検査等を延期・中止する場合があります。その場合は県ホームページで改めてお知らせしますので、あらかじめご了承ください。

10 お問い合わせ先・申請書の提出先

提出先（電話番号）	管轄区域	所在地	電話番号
徳島県徳島合同庁舎 東部農林水産局 林業振興担当	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8582
徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎 環境担当	阿南市 那賀郡 海部郡	〒774-0011 阿南市領家町野神319	0884-28-9862
徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部美馬庁舎 環境担当	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2063
(お問い合わせのみ) 徳島県鳥獣対策・里山振興課		〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2262